

「トライアル貸付け」を適用した未利用市有地の一時貸付け 募集要項

1 目的

「稼げるまち」の実現に向け、未利用市有地の一時貸付けを希望する方が、高付加価値化やブランド化による稼げる産業の創出など、将来的な効果が見込める「トライアル」の取組を行う場合に、一定期間貸付料を減額します。

2 対象物件・対象者

(1)対象物件

募集時点で売却や貸付けの予定がなく、活用されていない市有地であって、市が定めるもの(別紙「対象物件」参照)

(2)対象者

- ・将来の事業化を見据え、「トライアル」の取組を行う方(挑戦する方)
- ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでない方

3 対象となる取組

下記①及び②に該当する取組を対象とします。

- ①「稼げるまち」の実現に向け、高付加価値化やブランド化による稼げる産業の創出など、市の施策に資する効果が将来的に見込めるもの
- ②トライアル期間における収益額の程度が、貸付料を減免するに相応しいと認められるもの

【対象となる例】

農園(農作物の栽培)など、当初は利益が上がらないが、「トライアル」の取組期間を経て、6次産業化が見込めるもの など

【対象とならない例】

駐車場、産業廃棄物・残土・資材等の置場、仮設事務所 など

4 貸付条件

(1)期間

最大5年

年度毎に使用状況などを確認し、継続適用の可否を決定します。

(年度毎に使用申請が必要です。年度途中からの使用や、1年未満の使用も可能です。)

(2)貸付料

- ・通常の貸付料から50パーセントを減額します。

(通常の貸付料)

【年額】

貸付けする土地の適正な評価額(固定資産税評価額)の3パーセント

【使用期間が1年未満の場合】

(年額÷12×月数)+(年額÷365×日数)

- ・物件毎の貸付料は、別紙「対象物件」をご確認ください。
- ・物件の一部を使用することも可能です。

(3)その他条件

- ・土地の草刈りや清掃などの日常的な維持管理を行うこと
- ・「トライアル」の取組について、周辺住民等の理解を得ること 等

5 申込み方法と提出書類

以下の書類を、6(2)の受付窓口まで持参又は郵送してください。

- (1)「トライアル貸付け」を適用した未利用市有地の一時貸付け適用申請書
 - (2)実施計画書(任意様式) ※別紙「実施計画書の記載項目」を基に作成してください。
 - (3)住民票の写し [個人の場合]
 - (4)法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び役員一覧 [法人の場合]
- ※(3)(4)は連名で申し込む場合は、連名者分も添付してください。

6 受付

(1)受付期間・時間等

- ・第一次募集:令和6年7月22日(月曜日)から令和6年8月5日(月曜日)まで
 - ・第二次募集(予定):令和6年10月1日(火曜日)から令和6年12月27日(金曜日)まで
- (注)第二次募集は、対象物件のうち、第一次募集で貸付け希望者がいなかった物件について行います。なお、第二次募集からは先着順で「トライアル貸付け」適用の可否を決定します。

【持参の場合】

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
(注)土曜日・日曜日・祝日を除く

【郵送の場合】

郵送で申請する場合は、下記「受付窓口」まで、郵送する旨をご連絡のうえ、ご郵送ください。(受付期限日までの消印有効)

(2)受付窓口

〒803-8501

北九州市小倉北区域内1番1号(北九州市役所本庁舎13階)
北九州市都市戦略局都市再生企画課
電話 093-582-2502

7 「トライアル貸付け」適用の可否決定と使用開始までの主な流れ

- (1)適用申請書や実施計画書の内容等を確認し、「トライアル貸付け」適用の可否について通知します。(適用申請書提出後、概ね1か月後)

なお、内容等について、直接ヒアリングをさせていただくことがあります。

- (2)「トライアル貸付け」の適用を決定した場合は、使用開始までに必要な手続きやスケジュール等についてご案内します。

(主な流れは、下記「(3)使用開始までの主な流れ」を参照してください。)

(3)使用開始までの主な流れ

目安として①から⑦まで約3か月必要です。

- ①「適用申請書」の提出
- ②適用(不適用)通知の受理
- ③(適用の場合)「覚書」の締結
- ④「一時使用申請書」「減額依頼書」等の提出
- ⑤「一時使用承認書」の受理
- ⑥使用料の納入(当該年度分を使用前に納入いただきます。)
- ⑦使用開始

8 その他

- ・物件は現状での貸付けとし、市は修繕等の義務を負わないものとします。
- ・北九州市が公用若しくは公共用のために使用する場合は、使用期間中であっても使用承認を取り消すことがあります。
- ・使用期間満了後は、使用前の状態に回復して返還いただきます。
- ・建物の建設、容易に原状回復できない工作物(深い基礎や堅固な基礎等を要するもの等)の設置はできません。

対象物件

番号	物件名	住居表示	全体面積 (㎡)	1㎡あたりの 貸付料 (円/年)
1	早鞆中学校跡地	門司区清見一丁目 16番街区内	(グラウンド・校舎跡) 17,655.00	167
			(柔剣道場跡) 3,629.83	260
2	庄司小学校跡地	門司区庄司町 19-1	17,015.00	105
3	失業対策事務所跡地	門司区羽山二丁目 12番街区内	2,010.92	223

・上記「1㎡あたりの貸付料(円/年)」は、通常の貸付料から50%減額した貸付料を記載しています。

・貸付料は下記のとおり算出します。

【年額】

1㎡あたりの貸付料(円/年)×使用する部分の面積(㎡)

【使用期間が1年未満の場合】

(年額÷12×月数)+(年額÷365×日数)

・物件毎の詳細については、別紙「物件調書」でご確認ください。